

I 部 ねいじんとは

私は70年以上生きて来た中で、様々な根性の曲がった「佞人・奸人・佞奸」に出会って来たが、まずは、「佞人・奸人・佞奸」とは何ぞやということ。『佞』とは「口先がうまい、心がねじけていること、こびへつらうこと。」「奸」とは「よこしま、悪がしこいこと。」をいう。「佞人・奸人・佞奸」とは、近江聖人と称えられた江戸時代初期の陽明学者、中江藤樹はその著「翁問答」の中で、「虎狼野狐のような邪心をうまく隠して、才知・文学・弁舌で以て君子のように化けて人をごまかす者」と述べられている。今様の言葉を用いるのであれば心の肺気腫（一度壊れかけたら再生しない臓器）を患っている、悪魔を隠す仮面を被った「半グレ屋」である。「心の奇形児」とも私は称している。私は、みんな纏めて「大人の奇形児性マンキタゲ奸根性野郎」と称している。マンキタゲとは庄内言葉でひがみ・ねたみ・焼き餅の性根を持つ性格をいう。従来の言葉を当てれば『大人のひがみ根性』『じばの焼き餅根性』を指す。

孟子は次の四つの言葉「諛辞（ひじ）・淫辞（いんじ）・邪辞（じゃじ）・遁辞（とんじ）」を挙げて、そのような意図を含んだ「心（認識や精神）・言（言葉や言語）・行（行動や習慣）」（心・言・行）に注意することを説いている。

佞人の4巧偽癖	ひじ 諛辞とは、	一方に偏って正しく無い言葉をいう。 他人をどっちかに傾けてレッテル張りをする。
	いんじ 淫辞とは、	根拠のないでたらめな言葉をいう。 屁理屈を付けて自分の主張を無理やり押し通そうとする。
	じゃじ 邪辞とは、	他人を 陥れるよこしまな言葉をいう。 真理・真実に離れた邪悪な気持ちで、正しくないことを企てること。
	とんじ 遁辞とは、	言い逃れ（逃げ口上）の言葉をいう。 自らに対する責任を避けようとする言動や行為のこと。

そこで、「佞人・奸人・佞奸」は、この四つの巧偽癖を巧妙に使い回して人を惑わすので要注意である。「佞人・奸人・佞奸」の巧偽性は社会常識を以て生きている人には、胡散臭さがピーンと来る。しかし、「佞人・奸人・佞奸」は徒党を組むので、クラスター化したムレ（群れ）・グル（グループ）・タマリ（溜まり）とその周辺にいる応援団は不感症になる。一方、そのクラスターの仲間内では「狐と狸の化かし合い」をやるので、そこはそこで勝者と敗者に二分化する。普通の健常人チームは同期同調の性質を以て正常かつ健全な運びとなるが、このような巧偽癖の佞人が一人でもいると、内心に疑心暗鬼を生みストレスを抱えるようになる。「佞人・奸人・佞奸」等の心の奇形児」の特徴として、「俺は〇〇議員や〇〇大臣と昵懇している！」「〇〇知事や〇〇市長と酒飲みしている！」「〇〇を知っている（人差し指で頬を切る仕草）！」「・・・と社会的要人との接触を誇り、詐術・詭道（偽り欺く）を以て「虎の威を借りる」ようになる。どんな組織であれ、その大小の規模に関係なく、その「何とか長」に就くと立派になったつもり勘違いする、特に男は地位・名誉の欲望に際限はなく、そのような人に接していると、今の上の地位、そのさらに上の長に就きたくなるようだ。そうすると阿諛追従して行く、すると在野の庶民を、無位無官の庶民を

見下す、馬鹿にするようになる。とにかく、吾が広域コミュニティには、総じてガラが悪い者、根性曲がりの「マンキダケ佞奸根性性格」が多いことをつくづく感じている。

=====

さて、るる記述したが、なぜこのようなことをうるさく取り上げているのか？

その1；そもそも人間は「分別知」（元来一つのことを相対立する二つのものに分けて知識化）の発達を以て万物の霊長としての地位を獲得して来た。よって、人間は同じ文言でさえも、それぞれの解釈で理解し、「心（認識や精神）・言（言葉や言語）・行（行動や習慣）」の意識活動は感情に乗せて発現することから千差万別である。これらの人間特性は一方では科学・社会・文明の発展に寄与貢献して来たが、他方では対立と闘争を齎した。したがって、人間は元来、私を含めて得手勝手・バラバラなのである。これを別面、個性とも言うが、中には社会通念で言う個性を外れた、いわば「人の道」を外れねじ曲がった性格の人が出現するものである。その一つを「佞人・佞奸・奸人」と言う。

その2；本シリーズ「【KT-report 00】～ はじめに ～」に記述した経験の中で、現役時代においては仕事に係る様々な組織に接し、そして転職に伴うその地でのお付き合い、定年退職後には趣味等の何とか会に入会するなど種々雑多の組織と人達に出会い、公的・私的に係って来た。そのような環境の中で、私自身が色々な苦情や文句、批判を受けて来たが、この上桜田の住民を含む滝山地区には、私の会社生活期間においてはお目に掛かったことのない「マンキダケ佞奸根性」に多数お目に掛かった。とにかく、ここの「佞人・奸人・佞奸」度はひどい！ これは古来培われて来た地域風土に依るものであろう。

その3；人間は、とにかく得手勝手・バラバラの性癖を持つ動物であり、組織との係りで見ると、「佞人・奸人・佞奸」化した人間が多くなるほど相互不信を招き、組織運営の統一性、総合性が失われ、他方でそれはすなわち不平不満の温床となり組織の本来目的からは遠ざかることになる。もっと酷いのは執行部の独断で、恣意的に公的組織を私物化する恐れが多分に出て来る。世の中の様々な不祥事例を見れば、道德観も倫理観もへったくりもない。世にいう権力の乱用である。文言は全てではないが、悪事を事前に牽制する、抑止力を機能させる観点からは、共通ルールについてきちんと文書化し共有する必要がある。一部執行役員の個人的な利害関係の御都合主義は絶対に許してはならないのだ。法治主義・法定主義の徹底と会員の監視の眼が重要である。

このように言うのと次のように強弁するが必ず現れる。

- | | | |
|---|---|---|
| [| ①町内会レベルでそんな小難しいことは必要無い
②細かい細かい
③先輩達が積み上げた慣例を尊重しろ
④つべこべ言わずに信用しろ
⑤面倒くさいなあ |] |
|---|---|---|

こう言われると同情したくなるのが人間である、「そのとおり」と100%同情するのは、「朱に交われば赤くなる」の仲間である。それは仕方がないとして、問題は直接弁ずる人の意図にある。

- | | | | |
|---|---|---|-------|
| { | ①単に“言った、しゃべった”だけなのか。
②誠意を尽くして理解を求めようとしたのか。 | } | ではなく、 |
|---|---|---|-------|

一見穏やか、巧妙な言い振りで、

- ③威圧性を込めて、同調・同意・同感を求めようとする。
- ④指示めいた強制力を以て、内面干渉をしようとする。
- ⑤チンピラ風を装い、恫喝しようとする。

③④⑤の態度は、語りは静かであつてももはや公序良俗を逸脱している。公的な場において発言すれば、公共の福祉（社会公共の利益）に重大違反である。これが、「佞人・奸人・佞奸」の技である、この一面が詐欺師である、特殊詐欺の名人は「佞人・奸人・佞奸」である、「佞人・奸人・佞奸」は詐欺師に豹変する。「それら佞人」を見分けられずに、その十中に嵌まったのが特殊詐欺被害者である。個人の尊重を、思想信条の自由を大原則に置く吾が国民において、主義主張はまったく自由である。その思想信条、主義主張を自身の中で消化する分には大いに結構である、他人が干渉すべきではない、その結果何事が起きようと自業自得である、当然である。しかし、その自我的思想信条、主義主張をこと他人に向けた時はその意図が問題となる。“吾こそは立派”と自負・自認している人は、他人を見下すような、イチャモン・ケチを付けるような「半グレ屋」言動ではなく、地域の醇風美俗の先達として実践して欲しい、公序良俗の醸成に貢献して欲しい、人物として憧れるような存在になって欲しいものだ。

その4；上記「その3」で取り上げた発言（④～⑤、③～⑤）は、公金の運用・配分に係る権限者として、あるいは（助成金・補助金）受給側使途当事者として、金の使い方に疚しいところがあるからではないのか。もっとはっきり言えば、社会通念上の不正使用に加担している恐れがある。自分の後ろめたい、後ろ暗いことを隠すために、相手の正義の主張を抑え込むために防波線を張るという意図であろう。本会の公の場でこのような言い訳は許してはならない。しかし、一々反論して論争したくないというのが一般会員の賢明な人間であるが、心の中では絶対に許してはならないと思う。

代わって、執行部や監事は公権力を以て、他人・他者に対してはもちろんだが、自分に対して、監視・監査の眼を厳しくする必要がある。公権力はその役職者に付与された特権である。監視・監査の実践は公権力を与えられた執行部や幹事の役割である。また、そのような言葉（④～⑤、③～⑤）を無意識のうちに発露する性癖は、人間の弱くも醜い一面であると謂われる『ねたみ、ひがみ、そねみ』、それはすなわち『うらみ、かたきとり、いじわる』という裏返しの発現である。激しい嫉妬心から自分の意に沿わないと敵愾心が湧く、闘争心が湧いて、相手が憎らしくなるのだ。これは大人に潜む幼稚性の一面で、人面獣心のあがきである。自分の悪事を他人に転嫁して自分を優越にするという人間の自己保身の丸出しなのだ。頭脳明晰と己惚れている人の露見なのである、俺は社会的地位が高いと思う人の傲慢性の暴露なのだ。しかし、本人はこんなことは気付かない。そのようなことは。私は70年以上の人生を経て、普通の感覚を以て断言出来る。「出る杭は打たれる」と言われる。私は単刀直入にいう性格なので、何か非常識なことを言って責めているつもりはないが、相手から見ると痛い処を責められる、隠したい処を突かれたという感じになるのだろう。私は、前記、④～⑤や③④⑤の言葉を吐くこととは縁がないので、吾が良心に従う正義感に良かれと思って、時にはぐいぐいと押して行くタイプなので、したがって、打たれる、嫌われるのである。性格なので仕方がない。こういうことで鍛えられて来たのでお陰様で、『ねたみ、ひがみ、そねみ』、それはすなわち『うらみ、かたきとり、いじわる』という裏返しの人間心理を感受出来るようになって来た。“来たな！”という感じで、相手が仕掛けて来た挑発を楽しんで来た。特に、社会的地位の高いものが、在野の庶民を見下す、馬鹿にする「奇形児性佞人」は“部下に嫉妬したも同然なのだ。まさに“羊頭狗肉”の暴露なのである。人間にもエネルギー保存の法則が当て嵌まる、——『ねたみ、ひがみ、そねみ』、それはすなわち『うらみ、かたきとり、いじわる』という裏返しの心理——は、深層心理学によれば、相手に対する加害である、

どこかで、誰かから（必ずしもその相手とは限らない）被害を受けざるを得ないのである。加害エネルギーに対しては、被害エネルギーが生起して打ち消し合わなければならないのだ。

II 部 色々な役員OBのねいじん

これまで、本会の運営に直接・間接に係る中で色々な佞人・マンキタゲ佞奸根性に触れて来たが、本会執行役員経験者（OB）を取り上げて見る。

1. A氏；昔の本会通常総会における発言

本会のある年度末開催の通常総会におけるA元会長の発言である。執行部にとっては、急所を突かれた質問もあったと思う。質疑応答の締め括りに当たって、A氏は50・60名ほどの出席者の前で「俺は仕事を持ちながら会長職をやっているのだ、様々な行事参加などですごく忙しのだ、これだけが俺の仕事ではないのだ、あうだこうだと文句を言うのならば、そう言う人が会長をやってみろ！」と、総会の度に（会長職2年、よって総会2回）怒りの感情で愚痴っていた。見っともなく子供じみたダダコネであった。私は当時は会社人現役であったが、社内では役職に就いて愚痴る人はいない、だから異様な感じがした。私が質疑を聞いて中では、質問者は、知りたいから質問しただけで、怒りから批判するなどという態度はとっていなかったのである。

その会長の真理を読み解くと、運営に自信がなかったのだろう、開き直り、被害妄想的、逆恨みの感があった。**自分のひ弱さ、愚かさ、低能を隠すために、反って脅迫的な態度に豹変、自分をそのようなラミネートで包んだのも同然と見えた。**実は、遡って見ると、このような発言をする歴代（OB）会長は何人もいた。真の無償ボランティアの中で吐くならば、仕方がないといくばくかの同情もあり得る。しかし、しっかりと高額役員手当（税務申告していないだろう！）を貰っているくせにと言いたくなる。執行役員は本会の非常勤職員なのだ、役員手当はその対価・労働報酬である。組織のトップに就いたからには、就任過程はどうであれ、業務の難しさがどうであれ、渾身を以て職責を果たすのが当然のことなのだ。職責真っ当（全う）のために一所懸命努力する姿勢には、そんな稚拙な開き直りの言葉は出て来るはずはない。公然と愚痴って、責務の放棄、責任の他者転嫁は最も醜い大人の恥である。

2. B氏；教えもせず、知らない人を馬鹿にする態度

ある時のこと。私は「農事実行組合とか、共有地組合（正式には共有財産組合）とは何なのか？」と当時のB氏に聞いた時のこと。そのB氏曰く「大沼、お前、ここに来て何年になったのか？」、私「20年以上だ！」、B氏から「何だ、そんなに長い間、住んでいてそんなことも知らねえのか！」とバツサリ切られた。私は年1回の年度末に開催する本会総会には、全て出席して来た。その中で、本会に係る農事実行組合の位置付けの情報提供は何もなかった。そもそも本会とそれら組合との係りを示した組織構図も見た時がなかった、作成していなかったのだ。そこに大問題がある。一部の役員だけが知っていることを一般会員に情報提供、情報公開することなく、知らない・知らされていない一般会員を馬鹿にする態度である。世の如何なる組織もピラミッド構造を為すが、上位の管理者ほどより質の高い情報が集まるのは当然のこと。それをいいことに配下の人を見下げて馬鹿にする姿勢は人間失格（管理者失格）だろう。管理者の陥りやすい組織の罠なのだ。まさに傲慢な心の持ち主から漏れる悪魔の片鱗である。他の知らない人より情報を少し知っていて、相手の無知に付け込んで誇ることは、詐欺的性質に類似する態度である。内心、それでは、「農事実行組合や共有地組合の組織構成について、インターネットで公開していますか？ 構成図を作成して全会

員に戸別配布しましたか？ それを総会資料に添付しましたか？ ～ “一切行っていないくせに。” 」と
思いつたが、その時は、下調べしていなかったことから反撃はしなかった。

私は、「憲法が存在を知っていますか？ 消費税の計算は出来ますか？ 『100+10÷2』はいくらです
か？ 」など義務教育卒業レベルの知識について問われ、答えられなかったとすれば、私の低能を馬鹿にされ
ても仕方はない。社会通念上の一般常識などについて指摘されたのであれば、恥ずかしいと率直に認める。

しかし、「**本会に係る農事実行組合や共有地組合のこと**」は、関係者マター（関係組織枠内限定の案件）な
のだ。社会全体から見れば極めて微小な組織の範囲に限定された中でのもの・ことである。執行部として携
わる役員が一般会員に周知しなければ、一般会員・配下の者は知る由もないのだ。よって、そのように中
での役員は誇り高ぶる理由は何もないのだ。私は、後に就いた執行役員時代に以上の過去を思い出し、それ
では、ならば、**私が作成すれば良いことだと自覚し、自ら本会運営体制構図を作成（【KT-report 02】7
ページ／図－8）し、回覧し、総会資料に添付・周知した。**

3. C氏；幼稚な嫉み・僻み

私は、役員時代に、上桜田公民館の金庫内等にある全ての書類・資料等に目を通して、分類・仕分けする
などの整理・整備を図った。町内会運営に係る必要な関係諸データ・資料を収集し整備し、金庫内に収め
た。また、パソコンが得意なので様々な資料を作成し、回覧するなど情報の公開・共有に努めて来た。その
ようなことは、役員の務めとして当たり前のことと思った。そんな私の姿勢に対してC氏など数名から次の
ような声を何回か直接掛けられた。

✓1； 「大沼、お前、そげだ立派なことすんな！ 次の人困っぺ！、大変
だから、余り出しゃばったことをするな！」であった。

✓2； 「大沼、過去のことをほじくり出して、余計なことをしやがっ
て！」であった。

そう言われた時の私の返答である「私は格別立派なことはやっていない、俺は得意なことで当然のことを
やっているだけ、人が交代したらその人の得意なことで関ればいいのだ。」

そのような声を受けた時の私の人読みの認識である。

- ・ そのような声を発する人（C）は、相手の足を引っ張り、梯子を外すという汚い・卑劣な手段でし
か自分（C）の心が休まらないという嫉み、僻みの羨望の渦、嫉妬心がどろどろとしている。
- ・ “出しゃばる（出る・出た）”ということは、自分（C）自身が観念する尺度に照らして、私を評価
したということ、それは、その尺度よりも私のレベルが上と見たことによる妬みに他ならない。僻ん
だのは自分（C）自身の判断である、私が高評価を依頼したり、ねだったりしたものではない。
- ・ そのような言い方は、私を褒め殺すようで、他の499世帯（全世帯－私の1世帯）に対しては、パ
ソコン力がないが如くの言い分であり大変失礼なことである。

私の認識は、パソコン操作は私のたかが一つのテクニックに過ぎない、こんなのは人の価値を図る尺度で
も何でもない、全会員約500世帯の中には、“上には上がある”で、私などは足元にも及ばない優秀な人達が
沢山いる。テクニカルな得手不得手などよりももっと大事なのは、取り組む姿勢である、積極的に発展的・
生産的に実践して行くのか、あるいは、消極的にやらない・やりたくない理由を沢山並べるのかである。

4. D氏；ムレのボスの哀れさ

その1；私が係った柴田和宜体制は、同会長の指導の下、様々な改革を図って来た。その期間のある時、

助成金支給4団体と執行三役との2回に亘り実施した懇談会に係ること、隣接する岩波町内会の夏祭りに招待されて参加した折り、D氏（役員OB）も招待されており、その同席の場で、および、本会定時総会終了後の懇親会において、「大沼、お前、助成金支給団体をいじめているというではないか！^{こま} 細かい細かい、余り余計なことすんなよ・・・」と話された。その方はその時は、本会運営に直接関係していないので、4団体の誰かが垂れ込んだものと想像出来た。懇談会においては、私は語気を強めるなどの威圧的な態度は一切していない、会長やもう一人の副会長も出席していたから証人がいる。垂れ込んだ団体は、要は受給した公金についてやましい使い方をしているからだと察した、問題提起した私を逆恨みしたのだ。

その2；その（役員OB）D氏の私に対する発言の真意を裏読みした。人間は「^{こま}細かい・神経質だ」と言われると馬鹿にされたような気がし、「^{おうよう}鷹揚・太っ腹だ」と言われると大人物のように評されたとして喜びを露わにすると錯覚するものだ。よって、逆手にとって、あの男は「^{こま}細かい・神経質だ」と言っていじめてやれ、プライドを潰せということになったのだろう。したがって、私に対して「^{こま}細かい細かい」の言葉を以て攻撃して来たのは、助成金の使途に係り^{やま}疚しい使い方をしており、^{ちよく}直に指摘されることを恐れて、防波線を引いた・張ったのであろう。とかく「信用」とか、「性善説」を持ち出して力説するのは、不正義・悪意を隠すための常套手段である。それらの周辺の人間関係を想像出来るが、「朱に交じわれば赤くなる、類は類を呼ぶ」で、世の常だから社交辞令で無視している。

5. E氏；頑迷固陋の陳腐化体質

平成25年度から実施の本会規約改正があった。格段に中身が濃くなったが、この規約とて完べきではなく、本会には色々な課題を内包していると認識していた。そして私が三役に就いて1年を過ぎ様々な問題意識が自発した。その改善のためには、規約・細則の改正が必要と判断し具体的な行動に出た、改正案について前後（Before and after）の比較表を折込んだ書面に整理し事前に配布した。一通り見て貰った後、執行役員会（6名で構成）において、その書面を以って提案説明に入った。まもなくE氏から次のような趣旨の反対発言があった。

- ◆¹ 現状、規約が問題で何か大事件や具体的なトラブルが起きていないではないか、ならば、何もする必要がない、現状のままで善い。
- ◆² 平成25年度施行から3・4年しか経っていないではないか、そんな期間で改正するのは当時改正した人達に悪いことになる。

その時、私の性格上の欠点で、“何だ、山形県の知事部局^{なだ}の要職に就いた人の発言か！” つい感情的になり語気を強めて怒ってしまった。私は周囲から宥められてその打合せはお流れとなってしまった。私は本会運営のみならず、組織運営の任（執行役員）を引き受けたからには、潜在している、見えざる課題や内在する問題点を抉りだして、早期にトラブル発生を摘んでおくというのが、私の一つの基本的姿勢であった。私は会社人生現役時代から個人のみならず地域社会の「安全・安心、防犯・防災」の享受は、「危険予知、未然防止、危機管理」と表裏一体であるという考え方を基本に持っていた。私の提案内容に反対ならそれで止むを得ない、それはそれでその方の考え方だから。私が怒ったのは、公的な打ち合わせの場で、組織運営の要職にある立場の者として、そのような消極的で後ろめき、頑迷固陋な態度を以って反対されたからである。そんな姿勢を私は許すことが出来ない悪い性格なのである。組織の管理的役職に就いたものは、その組織をもっともっといいものへと高みに引き上げて行く、理想を追求しその域に磨き上げて行く、会員相互の信頼醸成を充実させて行く、共通認識の共有化の質を高めて行くべく最大限の努力を払わ

なければならないのだ。役員手当を貰っている身分は本会の非常勤職員なのだという確固たる認識が必要であると思って対応したのであった。しかし、それが理解されなかったのである。

そのような彼の意見は一般社会に於ける守旧派の「何もやりたくない」ことを正当化する常とう手段である。面倒くさい、自分は係りたく無い、当事者に見られるのは大反対という責任放棄正当化の典型的な姑息な手段である。私は、「セーフティ・アセスメントやリスクマネジメント」の観点から、そのような考え方（上記の◆¹ ◆²）ではなく、課題を先取りし、より良いものへと改善・充実を図って行くこと、つまり、トラブルの未然防止の視点が必要である、と訴えたが結局は賛同を得られなかった。

そのような経緯からすると、私達の後任の山川体制（平成 29・30 年度）は、本会の規約・細則の改正を断行し、勇断を以て改革を図ったのである。その内容も多岐に亘って幅広く検討したことが窺える。また、世帯票を金庫内に保管するなど、しがらみのない新しい感覚・感性で課題を解決したのである。実は潰された私の提案を山川さんに 2 度に亘って説明する機会を頂き、ご理解を賜り、多くを採用されたのである。篤く敬意を表したく思っている。

6, F 氏

この方は O B ではなく現役の三役であった。ある日公民館において、【KT-report 07~09】に記載した問題、すなわち、本来個人の自由意思に委ねるべき会費（金員）の徴収について、一括強制徴収になっている問題を取り上げ、過去の裁判例を紹介し、吾が町内会も同様問題を抱えることから改善すべきと具体的資料（文書）を示して説明・提案した。ところが、“訴えるならば訴えろ！”と居直って、開き直って語気を強めて私に言い放った。痛いところを突かれたということだったのだろう。

=====

いずれにしても、そのような執行役員経験者見れば、会員目線ではなく、自己保身を盾に、還暦を過ぎ海千山千を潜って来た立派（???・・・）ないい男が、妬^{ねた}みや僻^{ひが}みから逆恨みをするマンキタゲ佞奸根性の跋扈であった。そんなことに命（エネルギー）を使うのではなく、自らの実力を磨いて、大きく成長し大人物になるべく自己研鑽を積むのが人間というものだろうと思っている。

III 部 色々な一般会員のねいじん

1. のぼせている人－P 1 氏

平成 30 年度本会通常総会（平成 31 年 3 月）において、P 1 氏が三役の選出について次のような旨の意見を述べた。「・・・平成 29 年度・30 年度の山川体制の三役（会長、副会長 2 名）には一人も旧体制の三役経験者がいなかった、31 年度・32 年（令和 2 年）度の舩越新体制も三役は三人丸々交代した。それでは、町内会運営がうまく回らないではないか？ 以前は副会長から持ち上がったのではないか？・・・」という苦情めいた言いぶりであった。あのような言い振りからして、山川勇一さん（当時の会長）と舩越昭一さん（現会長）の能力を疑うような意味合いが入っている感じがした。それはすなわち、その任に相応しいと最終的に判断した前任会長の柴田和宜^{かずよし}さん、ならびに、山川勇一さんに対しても疑いを向けた風で大変失礼なことだろう。驕り高ぶった人間の悪臭がした。その人の考え方ですから私はあえて異議を唱える意見はしなかったが、それはそれとして以下は私の考えである。

その1；当時の本会規約（平成30年4月1日施行）は、図(表)－1のとおりである。もちろん、二人の副会長のいずれかは会長になれる。また、3部長からも会長になれる。また、会長は副会長・部長になれる。副会長は部長にもなる。さらには、会長・副会長はもちろん一般会員から直接になれる。したがって、執行役員の三役がそっくり交代した山川体制、舩越体制――山川会長および舩越会長共に一般会員からいきなりトップへの就任であるが、まったく何も問題は無いのだ。

（役員選出）

第10条 役員選出は、次の方法で行う。

- 1 山形市上桜田町内会役員選考委員会を設置する。委員会要綱は別に定める。
- 2 会長・副会長及び部長は、総会において、委員会から推薦された候補者を承認決定する。
- 3 前項推薦候補者以外に立候補者があった場合は、前項推薦候補者を含めた選挙によって、会員の中から選出し承認を得る。但し、組長については各組に委ねる。

（役員任期）

第11条 ……任期は2年とする。但し、会長及び副会長の同職は再任を妨げる。

図(表)－1

そのような山川体制は本会有史以来初めてであろう。しかし、何か問題が生じただろうか。本会運営に係り何も問題は発生していない、何も壊れたものはない。むしろその功績を大いに評価すべきものがある。特に山川体制は規約改正を断行したからである。

その2；そもそも、副会長経験者が会長にならなければ、町内会運営がその継続性が失われるとか、正常機能が喪失するとか、一般会員からいきなり会長になってそんな大職をやれるのか、などという考え方は、何の合理的根拠はなく、他人を甘く見る傲慢な態度、横やり以外の何物でもない。むしろ新しい知恵が注入され、不正防止の点からも望ましいとも言える。現行の規約は、立候補も認めている。悔しかったら自分が立候補すれば善いだけである。「上桜田執行役員等選考委員会要綱」に基づく手続きを踏まえて推薦し、通常総会に諮られて選出された人達である。あるタイミングで執行三役3人共に新しく着任したとしても、本会の運営上支障を来すことは微塵もないと言い切れる。

.....

□1；私の認識

執行役員を経験していない本会一般会員の中には、本会よりも何十倍もの人数が多く、複雑・高度な組織運営に従事している、体験して来た人達が数多くいるはず、多数いるだろう。はっきり申して、本会は慣例重視、前例踏襲型の風土を以て運営されて来た、約500世帯（持ち家約300世帯＋借家・アパート約200世帯）の規模は、お茶の子さいさいと思っている人は沢山いると思う。持ち家約300世帯の中には、自分よりも人望に優れた優秀な人が沢山いるはず、「上には上がいる」という謙虚な姿勢が必要である。本会における広範な人材登用、役職経験者の排出多数化、人事の流動化などの観点からは、望ましい本会規約（文言）である。

□2；私の自らの経験

私は会社人生 41 年長の中で、16 個所の職場を経験（1 個所当り平均 2 年 6 ヶ月長の勤務期間）し、渡りの転勤も繰り返して来たが、その都度、仕事は当然として、職場の人間関係も、地域住民としての対人関係もガラリと変わった。未体験空間に放り出されたも同然である。リセットだから、「もの・こと」の観方や人との交流も、先入観や固定観念を打破しなければならない。だからこそ、新鮮な気持ちで、新たな意気込みで取り組むことが出来た。もちろん、管理職も同様の頻度で交代した。しかし、組織にとって不都合なことや組織が停滞することもまったくなかった。何も支障は生じなかった。むしろ職場・組織、そして係る人達のさらなる活性化が図られた、意識の高揚が図られた、それが人事異動のねらいではあるが。ところで、その質問者は自営業のよう？であった、自ら人事異動や転勤を経験していないから、この地球上に 77 億人がいて、一つのことに對しても 77 億通りの見方があるということに気付かないのだ。どこかの何かの役職をしているからと言って、総理大臣でもなくせに、そのような失礼な言いぶりには人間性が疑われる。

□ 3；社会一般の状況

議院内閣制を採用している我が国においては、（政党の好き嫌いは脇に置いておいて、）選挙の結果を踏まえた行政府内閣を構成するが、内閣総理大臣をトップに大臣がそっくり変わる。アメリカなどは、上級公務員もそっくり交代するとされる。日本の社会が大混乱するとか、国が消失するとか、何か不都合なことは起きるか？何も異常事態は発生していない。企業や行政機関において、トップが平取締役から選出されたりすることは、何も不思議ではない。そんな人選方法で潰れた会社などはない。全国をまたにかけて職場を変え、広範な対人関係を潜り抜けている人達は沢山いる。人事に係り報道で取り上げられる揉め事は、人間関係の憎しみが絡んで対立抗争を展開したものである

2. 根性曲がりの人－P 2 氏

前任役員から引き継いだルールの中に「上桜田公民館及び芸工大前集会所の使用上の留意点について」があった。これは、本会以外の団体（例えば、東北芸工大など）から使用申し込みがあった場合に鍵の引き渡しと共に手渡す「注意書き」である、その中に「全館禁煙」を明記している。

さて、上桜田公民館入口に下水枥（図-2a）がある。手前の枥の中は図-2b のように枯れ葉と共に捨てたタバコの吸い殻がびっしりであった。同-2c の枥内も同様であった。これらは 2016(平成 28)年 12 月 23 日(金)撮影したもの。私の三役就任の 2 年中何回も気付いて除去していた。何かの集合・集会があると必ずここに捨てられていた。火の不始末そのもの。東北芸工大生ではない。捨てたみの始末は明らかに本会の会員である。月山神社の例大祭の時に一部の父兄が、傍を子供達が行き来するのを他所にこの下水枥を囲んで喫煙していた、農事実行組合・共有財産組合等の総会の時、そして本会通常総会の時に一部が枥を囲んで喫



煙していた、その吸い殻をこの桤にポイ捨てである、私はこの肉眼で見て来た。若かりし頃にここの消防団に属し、他人には“防火”を叫んで来た人達もいた。ここでの喫煙者みなが他人前で立派なことを言うが、このとおりの体たらくである。これはひどいと思い、入口壁にラミネート処理した図-2dのように「建物内・敷地内 禁煙」を張り付けた。しかし、その後剥がれてしまった。

そうしたら、2017(平成 29)年 3 月の平成 28 年度通常総会後の懇親会において、P2 氏が私に寄って来て「大沼、何で敷地内も禁煙したのか？ 誰かの許しを得たのか？ 共有財産組合（上桜田公民館の土地について借地契約をしている相手方です。）に相談したのか？」ときつく責める態度で言われた。私は「私が発案し、柴田会長の承諾を得て貼付したのだ」と言ったがブツブツ言っていた。それは喫煙者にしてみれば、禁煙という文字が気に食わないというのは、その人の個人的見解ですからそれはそれでよしとする。しかし、公民館は老若男女が参集する公的な空間である、公共の敷地、公共の建物である。受動喫煙防止が叫ばれている社会において、禁煙を周知したことに対して、自己の嗜好を盾に反対の異議を主張した姿勢は身勝手というもの、この人はこれにだけではなく時々難癖を付けたがる性格のようである。

3. イチャモン P 3 氏

本会の監事の監査報告書にイチャモン・ケチを付けた事例である。本会の平成 27 年度通常総会において、ある会員 P 3 から監査報告書の様式および内容（図-3）について、次のような趣旨の発言があった。「町内会は会社でない、町内会なのだから、何でこんな内容にするのだ・・・」と否定するような、怨恨まがいの言い振りであった。要するに、従来の書式に監査所感を入れたことが気に食わないということであった。なぜなのか、私は真意を読んだ、従前になかった新しい取り組みをしたものだから面白くないという心理だろう、まさに「マンキタゲ佞奸根性」の露出なのだ。

本会は自主的な任意団体と雖も地方自治法第 260 条の 2 に基づく地縁団体を申請し、認可を受けて法人格を有しているのである、法律の規制を受ける団体である。執行三役に就いたものとして、同法を遵守する公的団体として、相応しい対応をとるのは当然のことなのだ。本会運営の責任者の立場になったら、少しでも良いものになりたいというのが当然の姿勢である。そのために模索し、試行錯誤し、工夫をしていくというのは、当然の責務でもある。本会の長い歴史の中で三役に就いた先輩達

は、その時々とその時のやり方を最善として精一杯尽力して来たのである。時代の変遷と共に代替わりがあって新しい三役が生まれリレーされて来たのである。その流れの中の一局面である平成 27・28 年度に本会運営を担ったのが私を含む柴田和宜体制である。監事は遠藤健二さん・伊藤健二さんの二人であった。事務局を担った私は「見える化・可視化」をキーワードとして臨んでいた、そうした中で、第三者的立場の監事の監査業務に焦点を当てたく検討し、協議した結果がそのスタイル（形式）にしたということなのだ。社会通念上は、監査報告書に監査法人の所見・評価を加えるのは至極当然のこと。従来の『適正に処理されていた。』とだけで終わるのは、それこそがすべきことをやらない不作為行為だ。内容の文言は監事から提出

平成 28 年 3 月 5 日

平成 27 年度

上桜田町内会 監査報告書

上桜田町内会長 殿

上桜田町内会

監事 遠藤 健二

監事 伊藤 健二

上桜田町内会規約第 8 条 2 項に基づき、同町内会の業務及び会計事務の執行状況並びに関係書類（事業報告書、収入支出帳簿、領収書）等について監査した結果、適正に処理されている事を認めます。

【監査所感】

1. 評価事項

新しい取り組みとして次の 2 点を評価する。

(1) 町内会報「かみさくらだ」を創刊し、また、町内会活動状況を回覧にするなど積極的な情報発信に努めている事は評価する。

(2) 「上桜田町内会 情報共有ファイリング書庫」の設置（暫定措置）、隣組持ち区範囲図・組織図の作成など会員の要望に応じて、町内会情報の閲覧開示・共有化に努めている事は評価する。

2. 改善要望事項

(1) 今年度 1 年を振り返り、当町内会規約並びに細則を遵守し、実施されたかどうかを再検証していただきたい。尚且つ当職の指摘事項を真摯に受け止め改善に努める。

(2) 会の運営のための会費は公金であり、その支出は常に公正、適切に使用せねばならない。従来の支出金の使途を抜本的に改善・改革し、是々非々の観点に立ち会計運営に努める。

(3) 役員は、会員からのさらなる理解と協力を引き出すために知恵を出し合い、より良い町内会づくりに努める。

尚、具体的な項目は、別途、町内会三役宛に提出した。

以上

図-3

されたものである。内容によって本会が悪影響を被^{こうむ}る何か客観的な不備はありますか？ と問いたかったが、会長をはじめ私も監事も特別の反論はしなかった。思想信条の自由だからどんなことを思っても、如何なる考えを持っても自由だ。しかし、この様式の何が悪いのか、ということを指摘したい。社会経験を豊富に積んで来たであろう立派（???×∞）な方が、なぜイチャモン・ケチを付けなければならないのか？ もっと度量の大きい処を、見識の高い処を見せて欲しいものである。何か本会に損害を与えるような不祥事を起こした、規約違反をやったというのであれば、批判や糾弾や辞任要求は当然のことだが。

怨恨まがいという言葉を使ったが、その方の発言の裏（意図）を読めるのだ。私達執行三役と助成金支給団体三役との懇談会を企画し実施した中で、特に“〇〇〇団体に支給した使途内訳について精査したく問い質^{ただ}した”ことに対する恨み（反抗）的私情だと推測している、P 3はその懇談会に出席していなかったで、その団体の配下のものが年配者たるこの人に垂れ込んだのだらうと推察している。受けた助成金について何か疾しい使い方をしているものだから、暴^{あば}かれるのを恐れていたためなのであらう。まさしく、前記5ページ～6ページに記載したD氏の心理・構造と同じである、これ、的中！ だと思っている。

4. 自惚れ屋－P 4 氏（＝P 3 氏）

「私は見た！」 2020(R2)年3月15日(日)、平成31年度上桜田町内会通常総会の当日、委任状提出のために上桜田公民館に出向いたおり、数人（総会の関係者？も、消防団員？も）が図－2aと同じ下水枳を囲み喫煙していた、翌日確認すると図－4のとおりであった。何かの長に就いて仕切っている立派（？×ten-nine）な人P4がこのタマリの中心人物のようであった。



図－4

IV部 役員OBおよび一般会員に共通するねいじん性

問題はへぼ仕切り屋の存在である、複数（多数）存在する、このエリアに昔から染み着いて来た悪しき風土だらう。 共通する口癖は、“こんな酒飲み場で仕事の話をするな・・・ こんな処で政治宗教の話をするな・・・ こんな場で町内会の話をするな・・・ そげだ難しい話をするな・・・ などである。

あなたは何様なのかと問いたい！ 裁判官気取りでいい気になる阿保どもの存在である。同調圧力をかけて威張りたがるのである。2名以上の複数が集まったこの時間・空間は、もはや、あなたの独占を許す時空ではないのだ。したがって、“あれはダメこれもダメ”と仕切って時空を分割する権限はないのだ。

同調圧力をかけて、自分の価値基準を当て嵌めた場に誘導して行くどんでも野郎がのさばる場は本当につまらない。一定の限定枠に嵌められて行く趣となり、とても不愉快になる。 いろんな思想信条が飛び交うごちゃ混ぜの場だからこそ楽しくなるのである。

仕事のこと、政治・経済のこと、宗教のこと、町内会コミュニティのこと・・・ 生きていることとみな密接不可分の大事な事柄である。意見・主張が対立することもあるだらう、難しいこともあるだらう、その要因はそれぞれの勝手な価値基準の相異にあるからだ。これはお互い様である。ならば、この雰囲気、すなわち「ごちゃ混ぜ・硬軟自在」を全部許す心情こそが真の「寛容」である。そういう寛容なくしてどうやって協調が図られるのか。そんなことでは融和は図られないのだ。

上記のような佞人^{ねいじん}の心理は「ねたみ・ひがみ・しょねみ」から来る。自分よりも他人の方が不幸である、

馬鹿である、悲劇であるということ自分で救われるという心理である。したがって、何か、自分が他人より劣る処を直観した時は、元々の本性とは逆転だから、それは絶対に許容出来ないことになる。どうか、自分よりも他人の方を不幸に、馬鹿に、悲劇に^{おとし}貶めるという言動を取るようになる。そういう人は卑怯なのだが、これが本性にある「ねたみ・ひがみ・しょねみ」から発露されるものである。ところが、万物の霊長たる真っ当な人間は、精神の健常者は、悔しなかったまずは自分を高めるために渾身の努力を尽くすという行為を取る。

自治組織の町内会は、社会構造の中で最も身近な地域ネットワークである。法治主義の下、内部ルールに基づき選出された執行役員に対しては、一般会員は最大限尊重する、協力して行く姿勢が必要である。そういうルール自体が気に食わないというのであれば、具体的な提案を以てルール改正に尽力するか、本会を脱退すればよいのだ。私は、執行部の有り方について厳しい目を向けるとすれば、ただ1点。それは会費で積み上がった公金の使途内容である。監査報告書の様式は取るに足らない瑣末なこと、こんなことよりも、助成金支給団体の使途の是非に切り込むべきである。持ち家会員は、年齢・家族構成に関係なく、所得に関係なく、世帯人数に関係なく1世帯当たり同一の年会費（現在は6,500円／世帯）を納付している。助成金支給団体の使い方も含めて、領収書・レシートに基づく証拠を示されない使い方や使途不明など1円たりとも無駄な使い方があれば大問題である、ましてや横領・着服は言語道断、犯罪である。

執行三役が一挙に交代したことや、監査報告書の様式に文句を付けるのではなく、追求するのであれば、町内会公金の使い方に着目すべきである。

.....

私は従来にない改革的新しい取組みを行ったものだから、とにもかくにも、「マンキタゲ佞奸根性ねいじん」から睨まれた、風当たりが強かった。その心理を読み解けば、『私もやりたかったが出来なかった（時間がなかった、あるいは、能力がなかった）、大沼からしてやられた、大沼から先を越された、大沼から急所を突かれた、大沼から恥部を暴かれた・・・』と、まさに大人のマンキタゲ佞奸根性（ねたみ・ひがみ・しょねみ・やきもち）、すなわち、嫉妬・羨望、そのものの炸裂であったのだろう。「大人のマンキタゲ佞奸根性ねいじん＝幼稚・稚拙」であるのだ。そういう自分に恥じない大人なのだ。

私の判断・行動基準の三要件とした①社会通念（客観常識）、②善管注意義務（善良な管理者としての注意義務）、③公序良俗に照らして何も違背することはやっていない、やって来ない。また、隣接する町内会の役員とも情報交換しつつ私の行動の妥当性を自主点検して来たが何も不適切なことはやっていない。しかし、私は^{うと}疎まれたのだ。それでも、私は良心に従い果敢に行動して来たので、積み残しの懸案事項はあったものの着実な成果を挙げ、前進に寄与して来たものと自負している。

そういう「マンキタゲ佞奸根性ねいじん」が跋扈・暗躍する――すなわち院政擬き――ようではこの町内会に発展性はない、私は期待していない。

このような考察をするに至った佞人諸氏に感謝をしなければならないのかな？（大いなる皮肉！）
些細なことの一つ、とにかく、上桜田公民館の建屋の正面壁面に、『禁煙』プレートの設置を要望する！！！！

(end)